

2027年国際園芸博覧会における広島県出展企画運営業務処理要領

1 目的

この要領は、広島県（以下「甲」という。）が〇〇（以下「乙」という。）に委託する、2027年国際園芸博覧会における広島県出展企画運営業務（以下「委託業務」という。）を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務工程表

業務委託契約約款（以下「約款」という。）第3条に定める業務工程表については、別記第1号様式のとおりとし、自由様式で提出することも可とする。

3 状況報告

乙は、指定月の状況報告について、翌月の10日までに別記第2号様式により甲へ提出するものとする。自由様式で提出することも可とする。なお状況報告する月の指定は、別途県と調整することとする。

4 実績報告

約款第30条第1項に定める完了通知書については、別記第3号様式のとおりとする。

5 委託料の概算払

業務委託契約書6の(6)に定める概算払計画書については、別記第4号様式のとおりとし、委託料概算払請求書は別記第5号様式のとおりとし、委託料概算払清算書は、別記第6号様式のとおりとする。

6 委託料の精算払

約款第31条第1項に定める委託料精算払請求書については、別記第7号様式のとおりとする。

7 その他

乙は、甲が本業務について幅広く周知を図るため、委託の内容等を公表することについて了解するとともに、委託業務に関する問合せに対応する必要があるため、乙は情報提供等について積極的に協力すること。